

## (仮称) 津市豊が丘会館別館の整備について

## 1 経過

豊が丘地区においては、これまで団地開発の実施に伴って、開発業者からの寄附等による土地が集会所等に係る用地として本市に帰属しています。そのうち、同地区の中心部に存する土地には豊が丘自治会集会所及び津市豊が丘会館（以下「豊が丘会館」という。）が建設されている一方で、そのほかの同地区内の北側及び南側に存し集会所予定地とされている土地（以下「集会所予定地」という。）には、現在のところ集会所等の建設はなされていない状況です。

このような中、同地区自治会連合会から、平成27年11月26日に「豊が丘コミュニティ施設の建設」等についての要望書の提出があり、その内容については、同地区全体で利活用できる同施設の整備に係る要望であり、また当該整備に当たっては、その財源の一部として集会所予定地の売却収入をもって充てられたい旨の提案でありました。

## 2 趣旨

豊が丘地区には、2,371世帯、6,543人（平成27年10月1日現在）が居住していますが、同地区内に存するコミュニティ施設（本市の公共施設で住民の利活用可能な会議室等を有するもの）は豊が丘会館のみであります。豊が丘会館については、会議室等の面積（以下「会議等面積」という。）の合計は121.76㎡であり、人口1,000人当たり18.61㎡となり、この数字は、全市平均の人口1,000人当たりの会議等面積113.58㎡を大幅に下回り、津地域平均の65.91㎡と比較しても開きがあります。

また、同地区は生活圏が重なる高野尾地区、さらには芸濃地域と隣接・近接しており、これらの地区・地域の住民の皆さんを含めた広域的な利活用が見込める位置関係にもあります。

このため、上記要望書の内容については、本市へ帰属の土地（公園用地）に関し必要な公園面積の確保は維持できる中で更なる利活用が図れること、会議等面積についてより確保できること（人口1,000人当たり69.04㎡の見込みを想定）、広域的なコミュニティ活動の促進に資すること等の

ため、同地区内の豊が丘おおぞら公園敷地内にコミュニティ施設として新たに（仮称）津市豊が丘会館別館を整備し、併せて団地開発の実施に伴い寄附等により同地区の集会所用地として本市に帰属したものの、いまだ利活用されていない集会所予定地について、同地区からの上記提案により売却を予定するものです。

### 3 施設整備の方向性

広域的な拠点としての新たな施設の整備の観点も踏まえ、豊が丘地区の皆さんと当該施設に必要な機能・規模等について協議しつつ、施設の整備を図り、コミュニティ活動の促進に資するものとします。

#### (1) 整備施設

（仮称）津市豊が丘会館別館（図1、図2）

#### (2) 整備候補地

津市豊が丘二丁目3006番地430 豊が丘おおぞら公園敷地（17,524㎡）内

#### (3) 施設の内容

豊が丘会館との機能分担を図りつつ、同地区の皆さんと協議の上、検討していきます。

### 4 売却の対象予定となる集会所予定地（不要となる土地(1)、(2)。図1）の概要

#### (1) 所在 津市豊が丘五丁目

地番 2386番334

地目 雑種地

地積 500㎡

原因 寄附（平成8年8月21日付けで津市へ所有権移転）

#### (2) 所在 津市豊が丘一丁目

地番 3340番209

地目 雑種地

地積 808㎡

原因 都市計画法第40条第2項による帰属（平成13年6月16日付けで津市へ所有権移転）

### 5 今後の対応

施設整備に係る設計業務等に必要な予算を平成28年度当初予算に計上する予定です。

図1 位置図



図2 施設配置図

